

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人小野正典の上告趣意のうち、憲法三九条違反をいう点は、当裁判所大法廷の判例（昭和二四年新（れ）第二二号同二五年九月二七日判決・刑集四巻九号一八〇五頁、同二八年（秩ち）第一号同三三年一〇月一五日決定・刑集一二巻一四号三二九一頁）の趣旨に徴し、その理由のないことが明らかであり（昭和三三年（あ）第二二五八号同三四年四月九日第一小法廷判決・刑集一三巻四号四四二頁参照）、その余の点は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

被告人本人の上告趣意は、違憲をいう点もあるが、その実質はすべて單なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、同法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五二年一一月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	環	昌	一
裁判官	天	野	武
裁判官	江	里	口
裁判官	高	辻	正
裁判官	服	部	高
			顯